

○国立大学法人埼玉大学教育機構保健センター規程

〔平成24年6月21日〕
規則第20号

改正 令和5.6.22 5規則14

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第4条第2項の規定に基づき、教育機構保健センター（以下「保健センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 保健センターは、学生及び教職員の保健管理に関する業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 保健センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 保健管理計画の企画・立案及びその実施並びに評価及び改善
- (2) 一般健康相談及び精神保健相談
- (3) 健康診断及び健康診断の事後措置等必要な指導助言
- (4) 救急措置
- (5) 伝染病予防対策及び環境衛生対策に必要な勧告・指導又は助言
- (6) 保健管理の専門的調査及び研究
- (7) その他保健センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 保健センターは、次の教職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) 兼任教員
- (4) 学校医（非常勤）
- (5) カウンセラー（非常勤）
- (6) 看護師
- (7) その他学長が必要と認めた教職員

2 前項第2号の専任教員には、産業医の資格を有する者を含むものとする。

(センター長)

第5条 センター長は、センターの専任教員のうちから、学長が委嘱する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任教員)

第6条 兼任教員は、カウンセリングに関する専門的知識を有する本学の教員のうちから、学長が委嘱する。

(事務)

第7条 保健センターの事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (令和5.6.22 5規則14)

この規程は、令和5年6月22日から施行する。